新冠町農林水産業物価高騰対策支援金のご案内 【新冠町独自事業 農林水産業者向け】

今般のコロナ禍において、エネルギーや物価高騰が経営環境に大きな影響を与えている農林水産業者を支援することを目的とし、経営に必要な飼料や肥料、燃料、生産資材等の購入費用を支援金として交付するものです。

支 援 金 1事業所 100,000円

(軽種馬及び耕種、養豚、養鶏、林業、漁業)

200,000円(酪農及び肉用牛)

支給対象者

令和4年12月1日現在において、農林水産業を経営している者のうち、町内 に住民票を置く個人事業者または、町内に主たる事務所・事業所を有する法人事 業者。

<u>※ただし、自給的農家(1年間の農畜産物販売金額が50万円未満)及び軽種馬</u>育成業は除きます。

- 1 申請に必要な書類
 - ①支援金申請書兼請求書
 - ②【個人事業者】2021年分の確定申告書、第一表の控え (申告書または所得税申告決算書等)
 - ③【法人事業者】直近の法人税確定申告書、別表一の控え
 - ④本人確認書類(住所・氏名・明瞭な顔写真のある身分証明書) <u>←個人事業者のみ</u> ※運転免許証、マイナンバーカード等
 - ⑤振込み希望口座の通帳の写し
 - ⑥その他 交付決定に必要とされる書類の写し等を求める場合があります。
- 2 申請期限

令和5年1月31日(火)【締切厳守】

3 支援金申請書

役場産業課窓口、新冠農協営農課窓口、ひだか漁協新冠支所窓口にございます。 ※町ホームページにも掲載しております。【Excel 版・PDF 版】

【申請及びお問合せ先】

新冠郡新冠町字北星町3番地の2 新冠町 産業課 産業グループ Tm. 0146-47-2183